

令和7年9月定例会予算決算審査特別委員会（9月24日）

開会（8：59）

○池谷和正委員長 ただいまから予算決算審査特別委員会を開会いたします。

議第67号「令和7年度焼津市一般会計補正予算（第4号）案」を議題といたします。

審査順序は、お手元に配付の審査順表のとおり、最初に総務文教常任委員会の所管部分、次に市民福祉常任委員会の所管部分、最後に建設経済常任委員会の所管部分として進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池谷和正委員長 御異議なしと認めます。よって、お手元の審査順表のとおり審査することにいたします。

それでは、議第67号中、総務文教常任委員会の所管部分について審査を行います。

質疑、意見のある委員は御発言をお願いします。

○奥川清孝委員 8ページの財政調整基金繰入金ですけれども、4億7,529万1,000円、主なもの、ちょっと金額が多いもんで、理由をお願いしたい。

○山下浩一財政課長 財政調整基金の減額ということの内容の御質疑だと思いますが、財政調整基金は特定目的基金ではございませんので、取崩しは一般財源という形の取扱いになります。

○奥川清孝委員 予算を組んでいたけれども、それだけ減額したということになるわけですね。そうすると、全体の一般会計の中で処理しているものだから、個々という部分ではなかなか回答できないということですね。了解しました。

○深田ゆり子委員 14から16ページの市民プール管理費ですが、これは青峯プールの更衣室の隣のトイレの洋式化ということですけれども、修繕の期間というのはいつからいつになるのか。この修繕というのは、入札でやるのか、それとも随意契約とか、どういう方法でやりますか。それから、工事期間はどのくらいかかりますか。

○小泉富広スポーツ課長 まず、工期については、この議決後、速やかに入札を行いまして、今年度中に工事は終わり、来年度の6月にはオープンなですから、来年度の事業として整備をするというのは間に合わないということで、今回補正をさせていただきました。

○深田ゆり子委員 来年度間に合わないので、この補正で対応するということなんですけれども、ほかにも修繕する箇所があると思うんです。例えば、今のトイレの洋式化については、南側のトイレも、まだ和式になっておりまして、これも同じトイレ修繕なのでやるということは考えられなかつたのかどうか、伺います。

○小泉富広スポーツ課長 トイレにつきましては、利用の状態を確認しますと、やはり更衣室側のトイレを主に使っているということで確認が取れております。したがいまして、まずは早急に洋式化、もともと洋式化の計画をしていたんですが、まずは青峯プールの更衣室側のトイレの洋式化を進めていきたいということになります。

○深田ゆり子委員 南側も、プールを利用している皆さんにとっては利用しているんですが、それを、数を数えるというのは難しいと思うんですよ。大分老朽化しているものですから、それも併せて早くやっていただきたいなという思いもあります。

そして、今回の更衣室側のトイレの洋式化をもって、修繕の改修率というのはどのぐらいアップすることになりますか。まだほかにも修繕することがあれこれあると思うんですけど、流れるプールも流れなくなってしまったということもありましたので、どうですか。

○小泉富広スポーツ課長 青峯プールにつきましては、計画的に様々な修理を行っておりまして、今年度につきましてはブリッジの撤去ですとか流れるプール、今回、流れないプールになってしまったんですが、今年度中に既に流れる機器を整備しようと、今年度中には完了しますので、来年度のオープンのときにはある程度の整備が進む形で、今調整を取っております。

○鈴木浩己副委員長 12ページの定額減税補足給付金調整給付事業費ということで、議案説明のときには、対象者が見込みより増えましたという、そんな御説明だったと思うんですけども、その増えた対象者の内訳ですとか、あとは給付時期についてお教えいただきますようにお願いします。

○戸塚裕樹課税課長 当初予算要求時には、まだ所得の額が確定していなかったものですから、前年度所得を基に推計しまして、見込み対象者数を1万1,000人と見込みまして5億円という予算を計上させていただきました。その後、所得が確定しまして、私どもで今後、隨時所得の調査はしているんですけども、それで判明する方も増えるという見込みがありまして、その人数が5,259人というふうに見込んでいまして、1人当たり4万円を掛けまして2億1,036万円増えるのではないかという見込みを今回、計算しました。

今年度、既に給付の事業を始めているんですけども、そこで給付の対象となることが確定している金額が4億2,086万円あります、それを先ほどの数字と足し込みまして、あと、給付のお知らせを実際に御本人さんに郵送しても給付の申請をしない方もいるものですから、そこを若干の率で落としまして、トータルで6億281万6,000円が給付に必要な金額だということを計算しまして、差額の1億281万6,000円を今回計上させていただきました。

給付のスケジュールについては、判明した方には隨時、通知をこちらから郵送しているんですけども、10月31日までが申請の期限になっていますので、そこまでが御本人が申請する期限、そこから、頂いた申請書を確認しまして、11月の末までが一応事業の期間ということで見込んでおります。

○杉田源太郎委員 債務負担行為の4ページの一番上のところで、人事給与・庶務事務システム改修事業ということで、これは債務負担行為になって、子育て支援法が昨年度、国会で成立して、そのためのシステムの改修ということを聞きました。これが令和8年度までの期間ということなんですねけれど、このシステムの改修に時間がかかるのかなという件と、あと、これは市町によって、自治体によって、やり始めの時間だとか、いつまでにやるというのは変わってくるということでいいんですか。

○藤原則文人事課長 こちらの債務負担を上げさせていただいているところにつきましては、まず、委員がおっしゃるとおり、改修の期間が今年度中では終わらないというところを含めて、翌年度までの債務負担とさせていただいているところでございます。こちらの子ども・子育て支援金に対する対応のためというところも委員のおっしゃるとおり

なんですけれども、ほかのところにつきましては、こちらで情報を持っておりませんので存じ上げておりません。

○杉田源太郎委員 もう一つの質疑で、このシステムの改修が終わって、市の職員の社会保険からの引き落とし、それというのはいつからやることなんですか。その地域によって、また違うという。

○藤原則文人事課長 こちらの制度自体、令和8年度4月からですので、控除といいますか、そちらは4月から始まりますけれども、システムの改修自体は、それ以外にもちょっとありまして、翌年度までかかってしまうというところが実情でございます。

○杉田源太郎委員 それで、先ほどの自治体によって、それはいつから改修を始めるとか、だけど、令和8年4月から引き落としというのは全国一律でという、そういうことでいいんですかね。

○藤原則文人事課長 委員おっしゃるとおりでございまして、4月からでございます。今回こちら、国からの情報が出てくるのが非常に遅くなりまして、こちらの対応、これからシステムの改修を進めているところではあるんですけども、ほかのところもそういった意味では同じだとは思っておりますけれども、正確な情報は持ち合わせておりません。

○秋山博子委員 12ページの2款1項1目会計年度任用職員給与費で、これは令和3年以後ということで対象数、それから、その下の損害賠償費の70万円というのが、この給与費のことに係るということだったんですけども、70万円は一般財源からなのか、または何らか保険のような財源が充てられるのか、その辺を教えてください。

○藤原則文人事課長 まず、こちらの対象の人数でございますけれども、市長部局につきましては、令和3年度以降で76人の方が対象でございます。こちらの損害賠償費につきましては、一般財源を見込んでおります。

○池谷和正委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第67号中、総務文教常任委員会の所管部分の審査を終わります。

当局の皆様、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたしますが、当局の皆さんとの入替えだけお願いします。そろい次第、再開とさせていただきます。

休憩（9：13～9：15）

○池谷和正委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第67号中、市民福祉常任委員会の所管部分について審査を行います。

質疑、意見のある委員は御発言をお願いします。

○深田ゆり子委員 12ページの発達支援事業費、子どもの健やかな成長支援事業費についてです。

これは、これまで医師に相談できなかった内容とかを医師に相談できるようにということで、相談支援体制を充実するという説明がございました。その内容についてお聞きます。

まず、医師に相談できるようにやっぱり必要だということになった背景が、どういう

経過があったのかお聞きします。

○堀内千穂こども相談課長 医師の視点からの支援を発達支援に導入するというきっかけになったことですけれども、今年の4月19日ですけれども、児童精神科医、小児科医である広島県の医師の方の講演会がございました。そこで、発達障害の概要と関わり方等はふだん聞いているような内容だったんですけれども、その中で薬物の療法であるとか、これまで体験のなかった発達障害を体験から学ぶワークなどを実際に受講生が体験をして、そのときに、これまでの講演会とは違った医学的知見による多角的な子どもへのアプローチが必要なのではないかということで、支援者がいろんな勉強をして、支援者の子どもに対する力の底上げの必要性を強く感じた次第でございます。

○深田ゆり子委員 それでは、次に、委託料が219万6,000円ということになっておりますが、これはどこに委託されるのか、その委託の契約内容というのか、その内容を教えてください。

○堀内千穂こども相談課長 株式会社光の虹という会社に委託する予定でございます。契約の形態は随意契約でございます。こちらの会社ですけれども、この講演会をやっていただいた広島県の医師が代表取締役社長を務めていらっしゃいます。

○深田ゆり子委員 広島県の講演会をやってくださったお医者さんが代表ということなんですが、焼津市には、この会社のお医者さんが広島から来てくださるということですか。

○堀内千穂こども相談課長 講座と巡回相談にも参加していただくんですが、毎回、広島からこの医師が現場に来てくださることになります。

○深田ゆり子委員 講座とか相談の頻度というのはどのぐらいになりますか。月に1回とか何か月に1回とか、巡回相談というのもかなり細かく回数も増えていくんじゃないかなと思うんですけれども、その辺をどのように考えておりますか。

○堀内千穂こども相談課長 今年度ですけれども、12月に巡回相談を1日設けておりまして、そのときには2名の医師によって三、四園を回るのがスタートになります。

○深田ゆり子委員 12月に巡回相談で2名の医師が来てくださるということなんですが、交通費も謝礼も全部含めて、その金額が219万6,000円ということになるんでしょうか。随意契約の金額の中身が分からなかったです。

○堀内千穂こども相談課長 委託料の内訳になるんですけれども、12月は巡回相談のほかに保育者に対する相談会がありまして、3月に全体に向けた情報発信の講演会がございます。その次の日に、困り事を持った保護者の方を集めて医師による相談会を予定しております。

○深田ゆり子委員 主に保育園と幼稚園が対象児になると思うんですけれども、広島から12月と3月に来ていただくということなんですが、焼津市とか静岡県内ではそのような巡回相談とか、子どもに対して、そして保育所の先生に対して、保護者に対して、そういう指導というか、相談をしてくださるお医者さんというのはまだいないということでおろしいでしょうか。

○堀内千穂こども相談課長 県内にももちろん発達障害とか児童精神科医の先生はいらっしゃいますし、講演会を単発でやる方はある程度いらっしゃるんですけれども、この先生がほかの先生と違うところは、今、市が考えている子どもの健やかな成長支援事業の内容を全て提供していただける先生だということなんですが、それが、例えば講演会や

相談会、巡回相談のほか、この方はＳＮＳを使った相談にすごくたけていらっしゃいます。オンラインを使った随時相談というのをやっていただけるということを聞いておりまして、現場と先生とでオンラインでつながって、困ったときすぐに困り事に対してのアドバイスをいただけるというお話を御本人から聞いております。

○藤岡雅哉委員 今の深田委員の御質疑の関連なんですけれども、焼津市立総合病院にも発達支援の御担当の先生がいらっしゃると思うんですが、1つ心配するのは、今のお話でいきますと、広島の随契の先生がＳＮＳを使ってそういう相談を受けていただけるという話なんですが、契約期間が切れたたら、それは終わってしまうと思われるということが1つと、あと、焼津市内で巡回相談をされている、もしくは焼津市立総合病院でそれを承っていらっしゃる先生と広島の先生との考え方の整合が取れているかどうか。つまり、今後、継続的にそういう市の考え方方が市内で活かしていけるのかということが危惧されるんですが、いかがでしょうか。

○堀内千穂こども相談課長 まず、焼津市立総合病院にも市内の医師会にも、発達支援の専門家の先生はいらっしゃいます。実は、この事業をやる前に焼津市立総合病院の先生と医師会長のところに、こういう事業をやりたいと思うんですけどという御意見を伺いに参りました。お二人の先生とも、来年度以降になるんですけれども、発達支援に関する講座を計画しているんですけど、そういった講座を、子どもに関わる人全てで学習するということはいいことだねということで、おおむね了解をしていただいております。

それと、もう一つ、考え方方が違うと、今後、焼津市内で進む方向が困るということをおっしゃっていただいたと思うんですけれども、3月の講演会ですが、このときに、焼津市立総合病院の先生と医師会長と一緒に参加していただいて、後半の部分でトークセッションをしていただいて、焼津市の今後の発達支援についてお話を来ていただく予定になっておりますので、そこで、焼津市の困り事を直接聞いていただいて、適切なアドバイスをいただけたらと思っております。

あと、ＳＮＳで相談を受けて、今のところは、確認しながら3年の予定なんんですけど、その後も、まだ先のことは分からぬんですけど、困ったことがあれば相談に乗ってもらう、ワンポイントで乗ってもらうこともあるかもしれませんし、3年間、焼津市内の子どもに関わる方が学習をするシステムをやるので、それで、皆さんに知識がある程度ついてくるので、その中で、市内の子どもの支援に関わる皆さんが次の段階に進めるんじゃないかなと思っております。

○藤岡雅哉委員 ようやく分かりました。では、今回補正に上がっている259万1,000円以外に、あと2年の契約があるということでしょうか。

○堀内千穂こども相談課長 今年度は、まだスタート前のものでして、来年度からの3年間が本事業になる予定でございます。

○藤岡雅哉委員 その3年の間に、焼津市立総合病院、それから医師会とも連携を取られているようなので心配はしないんですけども、ともすると一過性のもので終わってしまうといけないので、3年の間に、焼津市内、それから教育の現場、巡回相談員の皆さん等々が同じ方向性で進めるように、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

○池谷和正委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第67号中、市民福祉常任委員会の所管部分の審査を終わります。

当局の皆様、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩としますが、当局の皆さんとの入替えだけお願ひをいたします。そろい次第、再開させていただきます。

休憩（9：29～9：31）

○池谷和正委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第67号中、建設経済常任委員会の所管部分について審査を行います。

質疑、意見のある委員は御発言をお願いします。

○秋山博子委員 それでは、12ページになりますけれども、4款2項3目地域し尿処理施設維持管理事業費です。説明では、住宅団地のコミュニティプラントの破損ということだったんですけども、補正で出てきたということは、急遽の故障が発生したということでしょうか。

○村松 久下水道課長 つつじ平団地の下水処理施設の沈殿槽という施設がございまして、そこのかき寄せ機の部分が破損しまして、処理施設の中で分解した汚泥がたまっていくんですけども、その汚泥をかき寄せる機械が破損しまして、その機能が保てなくなつたので、急遽補正をさせていただきました。

○秋山博子委員 破損の原因なんですけれども、耐用年数とか、メンテナンスで見過されていて、そのような破損があったということなんでしょうか。それから、その破損によって影響などがあったか、教えてください。

○村松 久下水道課長 原因でございますけれども、かき寄せ機という機械の構造上、両側に歯車があって、チェーンでぐるっと回して汚泥をかき寄せるということなんですけども、それでなかなか、通常水没しているものですから状況が分かりにくいというところもございまして、その中で、チェーンの、どうも緩みが生じたようで、左右のバランスが崩れて、そこでかき寄せる機能、フライ特という棒があるんですが、そこが折れてしまつたという状況でございます。

それで、影響につきましては、その後、最終沈殿池の前に貯留槽が4つあるんですけども、その1つを沈殿するような機能に改めまして、通常どおりの処理をしたところでございまして、処理水の状況も経過的に観察しておりますが、通常時と大きな変動はございませんでした。

○池谷和正委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第67号中、建設経済常任委員会の所管部分の審査を終わります。

当局の皆様、御苦労さまでした。

委員の皆様は、この後、討論、採決を行いますので、しばらくお待ちください。

それでは、次に討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○池谷和正委員長 討論を打ち切ります。

これより採決をいたします。

議第67号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷和正委員長 挙手多数であります。よって、議第67号は、これを原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本日の予算決算審査特別委員会を閉会いたします。皆様、大変御苦労さまでした。

閉会（9：37）